

兵庫県立尼崎総合医療センター
経営収支改善支援業務に関する業務委託仕様書（案）

第1章 総則

1 適用範囲及び一般事項

本業務委託仕様書は、兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 委託業務

兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務

3 委託期間

当選者の決定後の日から平成31年3月31日までとする。

但し、兵庫県立尼崎総合医療センターが、契約の日から1年を超えない範囲において契約内容の達成を確実にみなす合理的事由を有する場合、契約相手方との協議に基づき契約の終期を延長することができるものとする。

4 委託業者に求める基本条件

- (1) 兵庫県立尼崎総合医療センターに求められている役割（高度急性期、政策医療など）を前提に当院の経営収支改善に関する支援及び提案を行うこと。
- (2) 必要に応じて、病院幹部や現場とのコミュニケーションを図り、(1)の目的を達成すること。
- (3) 委託経費の削減、室料差額収益の増加、夜間看護補助体制加算取得に向けて、現状分析を踏まえた提案、及び改善実行支援を行うこと。

第2章 業務内容及び業務体制

1 業務内容

次に掲げるものとする。

(1) 委託経費の削減

ア 業務範囲

医事、施設管理、医療機器保守、空調保守管理、清掃、警備、情報システム保守、臨床検査、滅菌、リネン、廃棄物処理などあらゆる業務委託

イ 現状分析

委託費と両立し難い関係性にある人件費（病院職員等による直接的な業務執行

経費)を含め、同種同規模病院の医業収支比率との比較(ベンチマーク)等を通じた現状分析と改善対象経費の特定

ウ 改善提案

改善対象経費の仕様内容について、現実に提供されている役務の品質に関する実地検証や病院担当者への聞き合せを通じた仕様内容の見直しや役務単価の最適化に向けた改善提案の提示

エ 改善実行支援

改善提案の病院における施策化支援(現場との合意形成補助、経営幹部向け説明資料作成補助等)及び施策取組みの進捗状況管理と適宜の助言

(2) 室料差額収益の増加

ア 業務範囲

患者の差額ベッド選好率向上対策及び一般病床に占める差額ベッド比率の最適化(差額ベッド単価の最適化は業務範囲外)

イ 現状分析

患者アンケートの実施、徴収率の高い病棟における患者向け案内の精査及び同種同規模病院や阪神南・阪神北医療圏域内病院の徴収率や患者向け案内方法との比較(ベンチマーク)等を通じた現状分析

ウ 改善提案

患者の差額ベッド選好率向上対策及び一般病床に占める差額ベッド比率の最適化に向けた改善提案の提示

エ 改善実行支援

改善提案の病院における施策化支援(現場との合意形成補助、経営幹部向け説明資料作成補助等)及び施策取組みの進捗状況管理と適宜の助言

(3) 夜間看護補助体制加算の取得

ア 業務範囲

夜間看護補助者の採用促進対策

イ 現状分析

同種同規模病院や阪神南・阪神北医療圏域内病院における加算取得の実情と夜間看護補助者の採用条件や採用チャネル(媒体)の有効性を踏まえた上での現状分析

ウ 改善提案

夜間看護補助者の採用促進対策の最適化に向けた改善提案の提示

エ 改善実行支援

改善提案の病院における施策化支援(現場との合意形成補助、経営幹部向け説明資料作成補助等)及び施策取組みの進捗状況管理と適宜の助言

2 業務体制

- (1) 受託者は、当センターの担当者（以下「担当者」という。）と定期的な打ち合わせの上、業務を進めること。
- (2) 受託者は、当院が主体的に実行すべき改善施策の提案に向け、調査及び分析等を行うとともに、過去に受注した他病院での実績について、必要に応じて業務に反映させること。
- (3) 受託者は本業務を履行するため、病院経営コンサルタントとして十分な経験、専門技術及び人格を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。

第3章 その他

1 関係官公庁その他への手続き

受託者は、契約後直ちに関係官公庁その他に対する諸手続きの必要性について確認し、手続きが必要な場合は、速やかに必要書類を作成して手続きを行うものとする。また、関係官公庁等から協議を受けたときには、遅滞なく、その旨を担当者に報告し、協議するものとする。

2 その他

- (1) 受託者は、業務を進めて行くにあたり疑義が生じた場合は、その理由を記載した協議書を作成のうえ、その都度、担当者と協議すること。